

妙音山活動組織規約

平成31年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、妙音山活動組織(以下「活動組織」という。)

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を由布市挾間町筒口667に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が充分協議し、備考欄に構成員の所属を記載するよう努める。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役1名を置く事とする。代表等役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

第4章 総会

(総会開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事項を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の事項に掲げる事項を議決する。

- 一 活動に関する活動計画の設定または変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。
- 二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席が無ければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって変えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成する

とともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員に除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備え付け)

第11条活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月一日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(会費)

第15条前条第二に掲げる収入として、会員から年1,000円の会費を徴収

するものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条活動計画は、会計年度ごとに作成し、総会の議決を得てこれをさだめる。

(資金の支出)

第18条資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第19条資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第20条出納の事務を行うものは、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第21条金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 きんゆ機関への振込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収書の発行をしないものとする。

(領収書の徴収)

第22条金銭の支払いについては、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収書の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 きんゆ機関への振込みの方法により支払いを行うときは、取り扱いきんゆ機関の振込金受領書をもって支払い先の領収書に。代えることができる。

(物品の管理)

第23条活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及び毀損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第24条活動組織の決算については、代表が事業終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の30日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後20日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第25条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第7章

(細則)

第25条森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱(平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知)、森林、山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱(平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成34年3月31日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。